第二十一条　軍隊との閉袋の交換

1　通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。

1.1　加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2　国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3　加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4　同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2　1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従って定める。

3　軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

第二十二条　業務の質に関する基準及び目標

1　加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。

2　1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。

3　差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4　加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第二章　責任

第二十三条　指定された事業体の責任及び賠償金

1　総則

1.1　次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1　書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷及び

1.1.2　配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2　指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3　指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4　書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5　支払うべき賠償金の額は、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める額を超えることができない。

1.6　責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7　指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2　書留郵便物

2.1　差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2　差出人は、書留郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3　普通小包

3.1　差出人は、普通小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、小包郵便に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が、同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

3.2　差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3.3　指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

4　保険付郵便物

4.1　差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（ＳＤＲ）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.2　差出人は、保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のＳＤＲによる額を超えることができない。

5　差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金のみの還付を請求する権利を有する。

6　差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有する。

7　2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のＳＤＲに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

8　書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が郵便業務によって生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。